

### 子ども手当を支給しています

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、支給する手当てです。

なお、公務員は勤務先からの支給となります。

▼支給対象Ⅱ 出生後15歳到達後最初の3月31日（中学校修了前）までの子

▼請求者Ⅱ 支給対象の子を養育し、かつ生計を維持している方

▼支給額Ⅱ 対象の子1人につき

月額1万3千円

※所得制限はありません

▼受給手続き

今年3月まで児童手当を受給していた方は、新たに申請の必要はありません。しかし、新たに対象となる子（中学2・3年生）を養育している方は、額改定認定請求が必要です。

子ども手当開始に伴う申請は、9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分までさかのぼって支給されます。ただし、10月1日以降に申請

請した場合、申請の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

なお、4月以降に転入や出生された方は、申請月の翌月分からの支給となります。

▼手続きに必要な書類

・ 社会福祉児童課・白里出張所に備えつけの認定請求書または額改定認定請求書

・ 請求者の健康保険被保険者証等の写し

・ 請求者の普通預金口座の写し

▼申請場所Ⅱ 社会福祉児童課、白里出張所

申・問 社会福祉児童課児童福祉班 ☎(70)0331

### 後期高齢者医療保険料の納付は口座振替で

後期高齢者医療保険料を納付書で納めている方は、口座振替が利用できます。

口座振替に変更する場合には、町内金融機関（千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、山武都市農業協同組合、ゆうちょ銀行）で手続きが必要です。

手続きに必要な口座振替依頼書は、住民課・白里出張所・町内各金融機関にあります。

なお、以前に国民健康保険税を口座振替で納付された方で引き続き口座振替を希望の方も、手続きが必要です。▼手続きに必要なもの

### まだ接種を受けていない方へ 麻しん風しん・二種混合・日本脳炎予防接種

#### ◇麻しん風しん予防接種

未接種の方は、夏休み中に受けましょう。また、麻しん・風しんにかかった方でも受けられます。

なお、麻しん・風しん単独ワクチンを希望の場合は、問い合わせください。

▼対象Ⅱ 中学1年生、高校3年生（18歳相当）

▼接種場所Ⅱ ①～③のいずれ

かで受けられます

①保健文化センター

▼日時Ⅱ 8月2日(月)・6日(金)・25日(水)・27日(金)・31日(火)13時20分～14時10分

※この日程で都合がある方は連絡ください

②町内協力医療機関（板倉内科医院、うじはらクリニック、駒込クリニック、佐久間医院、はにや内科、みずほクリニック

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は届出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者等は、毎年届出が必要です。

対象者には、必要書類や提出期限等を知りますので必ず提出してください。

また、相談も随時受け付けています。

#### ◇児童扶養手当の現況届

児童扶養手当の受給者・扶養義務者の前年所得の状況と、8月1日現在の児童の養育状況を確認するため、住所地の市町村へ現況届の提出が必要です。

届出をしないと、受給資格があっても8月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

なお、所得制限等により現在手当を受給してない方も届出が必要です。

また、2年以上届出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

申・問 住民課国保年金班 ☎(70)0334

#### ◇特別児童扶養手当の所得状況届

特別児童扶養手当の受給者の所得や世帯状況等を確認するため、毎年8月11日から9月10日の間に、住所地の市町村へ所得状況届の提出が必要です。

届出をしないと8月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

なお、支給停止されている場合でも提出しておかないと、その後、所得制限に該当しなくなっても手当が受けられなくなる場合があります。また、2年以上届出がないと時効により支払いを受けられなくなりますのでご注意ください。

申・問 社会福祉児童課児童福祉班（児童扶養手当） ☎(70)0331

社会福祉児童課社会福祉班（特別児童扶養手当） ☎(70)0330

#### ▼持ち物

・ 母子手帳

※母子手帳がない場合、医療機関から発行される「予防接種済証」を保管してください

・ 子診票

※子診票を紛失した場合、①は保護者同伴により、会場で受け付けられます。③は連絡をお願いします。

◇日本脳炎予防接種

3歳児（平成18年4月2日から平成19年4月1日生）には、集団接種を順次開始しています。

申・問 健康介護課健康指導班 ☎(72)8321

## 安全安心コーナー 34



### 夏休み中の子どもを犯罪から守りましょう！

夏休み中の子どもたちは、開放的な気分になり警戒心が薄れがちになることから、思わぬ事件・事故に巻き込まれる可能性があります。

地域の皆さんには、犯罪の起こりにくい環境づくりや子どもたちの見守りを願います。また、不審者を目撃したら、直ちに110番通報をお願いします。

#### ◇自分の身は自分で守る方法

保護者の方は、日ごろから子どもの行動を把握するとともに、子どもに「自分の身は自分で守る方法」を身に付けさせるため、次のことを繰り返し教えましょう。

- ①外に遊びに行くときは
  - ・ 「誰と、どこに、何をしに、何時までに帰るか」を保護者に告げる
  - ・ 周囲からの見通しが良く、地域の大人の目が行き届くところで遊ぶ
- ②知らない人に声を掛けられたら
  - ・ ついていけない、知らない人の車に乗らない
  - ・ 危険を感じたら大声で叫ぶ
  - ・ 怖かったら大人のいる方にすぐ逃げる

- ・ どんな人が何をしたのかを家の人に知らせる
- ③子どもだけで留守番をするとき
  - ・ 必ずドアの鍵を掛け、ドアチェーンも掛ける
  - ・ 来訪者が来ても安易にドアを開けず、インターホンやドアスコープで相手を確認する

#### ◇今月の移動交番車開設日

8月の移動交番車開設日は下表のとおりです。そのほかにも、海水浴シーズンは東金警察署管内の各海岸で臨時開設します。また、振り込め詐欺被害防止のため、金融機関（銀行・郵便局等）でも臨時開設します。

JR永田駅	9日(月)	10時～11時30分
西口ロータリー	24日(火)	14時～16時
主婦の店	6日(金)	14時～16時
大網店駐車場	29日(日)	

※小学校が夏休み期間中のため、合同パトロールは9月から再開します  
問 東金警察署 ☎(54)0110

## 歯っぴーライフ 100

### 親と子の良い歯のコンクール本町代表に 山崎さん親子が選ばれました！

歯の衛生週間に行われた「親と子の良い歯のコンクール」の本町代表として、山崎恵美子さん・美和ちゃん親子が出場しました。

親と子の良い歯のコンクールは、3歳児健診受診者の中で歯の健康に優れている親子を選出するコンクールです。昨年度、本町の3歳児健診受診者は330人。そのうち、ムシ歯のない子どもは259人でした。乳歯のムシ歯は3歳までに1回目のムシ歯急増期を迎えます。

親子で健康な歯を保つ山崎さんに、よい歯の秘訣を聞いてみたところ、美和ちゃんには「おやつは時間を決めて食べさせ、ジュースは特別な時だけにしています。夜寝る前の仕上げ磨きは必ずしています」とのこと。山崎さん自身の歯の健康については、「食後の歯

磨きを欠かさずしています。多少出血がある時も歯磨きをしっかりしています。食事面では、3度の食事をしっかり食べ、間食はほとんどしません。飲み物も無糖のコーヒーやお茶、お水です」と話してくれました。

親子で健康な歯なんてとても素敵なことですね。今後も健康な歯と歯肉で8020（80歳で自分の歯を20本以上残す）目指して頑張ってください。



山崎恵美子さん・美和ちゃん(右)親子

問 健康介護課健康指導班 ☎(72)8321